

C F P[®]資格審査試験問題集（タックスプランニング）
平成 20 年度第 2 回

（本書籍の下記のページに誤りがありました。お詫びして訂正いたします。）

・ 69 ページ 問題 9（設問Ⅰ）解説 3 行目

（誤）なお、不動産所得が事業的規模でない場合には、取壊し費用を必要経費としないで計算した不動産所得の金額を限度として必要経費に算入される。

（正）削除